

令和 3 年

告示第 168 号

## 北秋田市企業版ふるさと納税寄附金事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する法人からの寄附に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 寄附対象事業 法第 5 条第 1 項の規定による認定を受けた地域再生計画に記載された同条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。

(2) 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。

(3) 寄附金 寄附対象事業の実施に活用するため、寄附対象法人が市に寄附する金銭をいう。

(4) 寄附物品 寄附対象事業の実施に活用するため、寄附対象法人が市に寄附する物品をいう。

(5) 寄附金等 寄附金又は寄附物品であって、その額が 10 万円以上のものをいう。この場合において、寄附物品の額は、寄附の時における当該物品の価額とする。

(寄附の申出)

第 3 条 寄附対象法人は、寄附の申出をしようとするときは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 寄附物品による寄附の申出をしようとする場合は、前項の申出書に当該物品の内容、数量、価額その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

(寄附金等の受領)

第 4 条 市長は、寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金を受領するものと

する。

- 2 市長は、寄附対象事業に活用すると認められる場合は、寄附物品を受領するものとする。

(寄附金等の受領証明等)

第5条 市長は、寄附金を受領したときは、寄附対象法人に対して地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条第1項に規定する当該寄附の額及びその受領した年月日を証する受領書(様式第2号)を交付するものとする。

- 2 市長は、寄附物品を受領したときは、寄附対象法人に対して受領書(様式第2号)を交付するものとする。

- 3 市長は、寄附対象事業の事業費が確定した場合は、寄附対象法人に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(企業版ふるさと納税)事業費確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(寄附の申出の拒否等)

第6条 市長は、寄附金等を受け入れることが公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるときは、当該寄附金等の受入を拒否し、又は既に收受した寄附金を返還し、若しくは受領した寄附物品を返還することができる。

- 2 市長は、前項の規定による取扱いをしたときは、その理由及び経過を記録しておくものとする。

(寄附金等の管理)

第7条 市長は、寄附金等についてまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(企業版ふるさと納税)寄附金等台帳(様式第4号)により適正に管理するものとする。

(寄附内容の公表)

第8条 市長は、寄附金等の内容について、市ホームページ等に掲載する方法により公表するものとする。ただし、寄附対象法人が公表を希望しないものは、これを公表しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。